

東村山市木造住宅耐震診断費助成の手引き

市では、木造住宅の耐震診断費用の一部を助成しています。

1. 助成対象住宅

下記のいずれにも該当するもの

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること。
- 現に居住の用に供している木造一戸建ての住宅。（併用住宅の場合は建築物の延べ面積の2分の1以上が住宅の用途に供しているもの）

2. 助成対象者

- 助成対象住宅を所有し、現に居住していること。（共有の場合は、共有者全員の合意に基づく代表者。）

3. 助成金の額

- 診断費用（消費税を除く。）の2分の1に相当する額（千円未満は切り捨て）で、4万円を限度とします。
- 消費税仕入控除税額があるときは、耐震診断に要する費用から減額して申請してください。ただし、申請時に消費税仕入控除税額が確定していないときは、この限りではありません。
- 助成金の総額は、予算の定める範囲内とします。

4. 助成の制限

- 同一の住宅に対して1回限りとします。

5. 診断機関

下記のいずれかに該当するもの

- ① 東村山市内の建築事務所に勤務し、耐震診断を行うにあたって必要となる技術・知識を習得するための市長が認めた講習会（例：財団法人日本建築防災協会・木耐協・住構協）等を修了し、認定された建築士（一級・二級・木造）。
- ② 社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員
- ③ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に規定する耐震診断事務所

6. 総合建築相談のご案内

毎月第1水曜日（開催日については市報「今月の相談」をご覧ください）13時30分～15時00分、市役所いきいきプラザ1階においてNPO法人アーバンデザイン東村山会議が無料の総合建築相談（耐震・リフォーム等）を行っております。なお、ご相談時には住宅の設計図書（建築確認済証等）のご持参をお願いします。

手続きの流れ

I. 事前相談

助成を希望される方は、必ず事前に都市計画課（市役所本庁舎4階）へご相談ください。

II.申請

「東村山市木造住宅耐震診断費助成金交付申請書（第1号様式）」に「東村山市木造住宅耐震診断に係る消費税仕入税額控除確認書（第2号様式）」、下記（1）～（4）に掲げる書類を添えて、都市計画課まで提出してください。

- （1）耐震診断に係る費用の見積書の写し
- （2）助成対象住宅であることを証する書類（確認通知書等、併用住宅の場合は確認通知書等及び平面図等）
- （3）助成対象者であることを証する書類（登記簿謄本等及び住民票等、共有の場合は、さらに共有者全員の同意を示す書類も必要になります。）
- （4）診断機関が「5. 診断機関」に掲げるものに該当することが確認できる書類

III.助成金交付決定

交付申請書を審査した後、適当と認めるときは、「東村山市木造住宅耐震診断費助成金交付決定通知書（第3号様式）」にて通知します。なお、診断機関との契約は助成金の交付を決定した後に行なってください。

IV.耐震診断の実施

- 申請内容を変更しようとするときは、「東村山市木造住宅耐震診断費助成金内容変更申請書（第5号様式）」を提出してください。
- 診断を中止するときは、「東村山市木造住宅耐震診断中止届出書（第7号様式）」を提出してください。

V.完了報告書

耐震診断が完了したときは、「東村山市木造住宅耐震診断費助成事業完了報告書（第8号様式）」に下記（1）～（3）に掲げる書類を添えて、都市計画課まで提出してください。

- （1）耐震診断に係る契約書の写し
- （2）耐震診断結果報告書の写し
- （3）耐震診断費用を証する書類（耐震診断費用明細書の写し、耐震診断費用の領収書の写し等）

※助成金に消費税仕入控除税額が含まれているときは、「東村山市消費税仕入税額控除報告書（第9号様式）」を提出してください。

※申請を行なった同一年度内の、3月10日頃までに提出をお願いいたします。

VI.助成金額の確定

交付すべき助成金額を確定した後、「東村山市木造住宅耐震診断費助成金額の確定通知書（第10号様式）」にて通知します。

VII.助成金交付請求

助成金交付額確定通知書を受領した後、「東村山市木造住宅耐震診断費助成金交付請求書（第11号様式）」を都市計画課へ提出してください。指定金融機関に口座振込します。

* 手続きの中で、偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けた者があるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

東村山市木造住宅耐震診断費用助成の流れ図

耐震診断費助成の事前相談

耐震診断機関へ見積もり依頼

助成金の申請
(第1号様式)

必要書類を添付して都市計画課へ申請してください。

助成金の交付決定
(第3号様式)

※交付決定後、内容に変更が生じた場合は変更申請をしてください。

診断機関と契約

助成金交付決定後に診断機関と契約してください。

耐震診断実施

耐震診断完了・完了報告書提出
(第8号様式)

必要書類を添付して都市計画課へ提出してください。

審査

助成金額の確定
(第10号様式)

助成金の請求
(第11号様式)

請求書に必要事項を記入して都市計画課へ提出してください。

助成金の受領

指定金融機関へ口座振り込み